

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のJ-PARCアクセス道路設置に伴う許認可手続に係る行政相談

2. 日 時：令和4年12月14日（水）15時00分～15時59分

3. 場 所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、本多主任安全審査官、中澤安全審査官、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他2名

安全・核セキュリティ統括部 安全管理部 マネージャー 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 J-PARCアクセス道路の設置に伴う許認可手続について

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁のナカザワでそれでは本日の行政相談を始めさせていただきます。よろしく申し上げます。
0:00:10	本日は、J-PARCのアクセス道路の設置に伴う許認可手続きということで、資料をいただいておりますので、そちらの方から簡単にご説明お願いできますでしょうか。
0:00:26	はい。原子炉容器こう原科研のフクシマというます。
0:00:29	どうぞよろしく願いいたします。それではですね、早速、内容を説明させていただきますと思います。
0:00:37	申せ、よろしいでしょうか。
0:00:39	はい。よろしく願いいたします。はい。
0:00:43	それではですね資料の方説明させていただきます。重野班の皆様には7月に説明させていただいて大分時間たってしまい、申し訳ございませんでした。
0:00:54	その点もですね、ちょっと内容の中で、時間がたっても少しお伺いしたいと思います。まず、概要になります。原科研の敷地内におきまして、
0:01:04	J-PARC設置されております。このJ-PARCにアクセスアクセスするためには、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:11	<p>同学園のを通過していく必要があるということでJ-PARCの従業員 やですね、ユーザーの利便性向上のために、直接入退行できるアクセス 道路の整備について検討してきました。</p>
0:01:25	<p>洗缶設備や地形等を考慮した結果ですね、元学園南阿南瀬川に設置する ことを計画しております。</p>
0:01:34	<p>この工事を行うにあたり高計画南條にありますモニタリングポスト1機 を移設することと、</p>
0:01:41	<p>また、周辺監視区域及び敷地境界を一部変更することから、これらの工 事認可に関します関連します。</p>
0:01:49	<p>認可手続きについてご相談させていただきたいということになりま す。すいません。</p>
0:01:55	<p>資料を言ってしまう。</p>
0:02:01	<p>概要、今のところ説明させていただきました。2ポツのところでは ね、工事計画として、大きく分けて三つ、四つ、五つですね。</p>
0:02:12	<p>工事の工程がありますけども、文章だけで紹介するよりもこの中身の図 面で用意しておりますので、そちらとあわせながら紹介していきたいと 思います。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	で、まずはですね、3ページの方に、
0:02:28	秋田4ページの方にですね、原科研全体の
0:02:35	図面がありまして敷地境界と周辺監視、
0:02:40	区域境界
0:02:42	実線が敷地と書いてありまして点線で、周辺監視区域の境界を示しております。
0:02:49	で、今回設置しますのは、この赤線で引いたラインですね。ここに道路を通したいということで、今計画しております。
0:02:59	現状はですね我々ここに正門がありますのと、あと南門というのをこちらに設置しております、
0:03:08	2ヶ所から原価限度、J-PARCの従業員と、皆さん入るようになってんですけども、
0:03:16	ここに145号線であります。こちらの渋滞もともと他企業等もありますので、中退するのとあわせてですね。
0:03:27	我々が出退勤するときに、大変

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:31	<p>混み合うということもありますので、ここにつけてですね、利便性を図りたいというのが考えであります。ただ単にここに道路を通すだけでしたらよかったですけどもこれに合わせてですね、周辺監視区域、</p>
0:03:46	<p>また敷地の境界を変更したいということでのご相談ということになります。</p>
0:03:54	<p>まず、この部分のここからですね、拡大させてそうさせていただきます。</p>
0:04:01	<p>現在の現況になっております。</p>
0:04:07	<p>兵頭の 245 号線のところに黄色がございますが、この部分とを、</p>
0:04:14	<p>原科研の中にあります、こちらですね、すみません、こちらの赤現学園の中になっております。</p>
0:04:21	<p>周辺監視区域は点線、そして敷地を境界が実線になってるんですけども、この部分まで道路をつなげたいということで考えておりますが、</p>
0:04:32	<p>見ていただいてですね、この棟構成んの。</p>
0:04:36	<p>かズーが多いのでわかると思うんですけども、意外とこの辺斜面がありましてですね、一方、簡単に通すことが難しいことということでいろいろな工事が絡むということになります。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:54	して、一つ目のモニタリングポストの移設になります。
0:04:59	こちらが今考えているものたちのポストの移設作業になるんですが、
0:05:04	現在設置しております場所がこちらになります。F 16 と書いてありますが けど、16 番目のモニタリングポストがここに設置してあるんですが、
0:05:14	これがですねやはりこの急斜面のところに設置してあるということ で、ここに道路を通す際ですね、どうしてもこの斜面を削る必要があ る。
0:05:25	ということになります。そのために、
0:05:29	今ここに電源を通すのは違うとしてるんですけども、その地下の部分す っかり掘ってしまうということで、こちらの建物の脇にですね、
0:05:41	設したいということで、まず一つ目の工事、道路の工事の前に、まずモ ニタリングポストを移動したいというのが一つ目になっております。
0:05:54	二つ目です。
0:05:57	こちらはですね、周辺監視区域の中に道路を通すんですけども、
0:06:02	まずここをにこちらですね、ここにずっとフェンスが通ってるんです が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:09	ここから意見を等高線がここに消えて見えなくなってますけども、山になっておりまして、またこちらは窪んでるということで、
0:06:19	一部分ですね、拡張させていただいて、道路の作るための準備をしたいというふうなことでございます。
0:06:29	これが二つ目の工事になりまして、三つ目で、道路の設置工事。
0:06:36	構内の設置を行うこととなります。
0:06:41	この部分までですね、
0:06:45	道路を、
0:06:47	周辺監視区域の中で設置する。
0:06:50	というような工事を、
0:06:51	まず行いたいと考えております。
0:06:58	また、それにあわせて道路の内側にですね、フェンスを設置します。
0:07:06	これがこの後に周辺監視区域の変更部分となるんですけども
0:07:13	にフェンスを設置します。
0:07:24	この後が、周辺監視区域及び敷地崩壊の変更をかけたということでですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	もちろんこの後許可の説明もするんですけども、許可をいただいた後このような形で、
0:07:39	今まで外側にありました、支援監視区域と敷地境界を赤線の方に、
0:07:45	変更したいと考えております。
0:07:57	そして最終段階になるんですけども、その外側の部分ですね、
0:08:04	この部分の道路を国道に接続する工事入ることになります。
0:08:11	この以前試験炉班の皆さんに説明した時にはもう最近にこれを通して、
0:08:18	その人が通れるようにしてから、敷地周辺監視区域変更をかけるみたいなような工程で説明させていただいたんですけども、
0:08:29	実はですねこの主に 245 号線を、2 年ほど前に、2 車線から 4 車線の拡幅工事を行っております。
0:08:40	この工事が 2 年前に行っていることによりまして、関係スルー、行政機関に相談したところですね、5 年間は、処分制限財産でこのような、改めて工事するような、
0:08:55	ことをしてはいけないというような決まりがございますので、どうしてもあと 3 年間はこの接続部分は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:09:04	作ることができないというような状況になりましたので、後工程が一部変更になっております。最終的にこの接続部を設置する工事ということになります。
0:09:16	工事全体的にはこのような形になりますけども、ここまでで何かご質問ありますでしょうか。
0:09:30	はい。規制庁中澤です。ありがとうございます。規制所側から何か質問等ございますでしょうか。はい。
0:09:46	既設のカトウですすいません。
0:09:49	一番最後に言われたその2車線から2452車線から4車線に変えて、それで、ちょっと何年間ぐらいは何か変更できないってところをもう一度ちょっと説明してもらってもよろしいですか。
0:10:05	はい。
0:10:06	約2年前にですね拡幅工事、2車線から4車線に拡幅工事をしております。
0:10:15	この後設置工事をしてから5年間ですね、この部分に改造等を行ってはいけないというような決まりがありまして、
0:10:27	これから後3年間、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	変更することができない、このような工事を接続することができないということになりますので、この部分を最後に行いたいということになります。
0:10:45	ありがとうございます。あとですね、ごめんなさい。これは前回の時に、多少聞いたかもしれませんが、ただ、今見。
0:10:55	見るパワーポが9ページ目のものだと思うんですけど、10ページ目ですか。
0:11:01	9ページにちょっと行っていただいていいですか。
0:11:07	これ元の周辺監視区域と敷地境界を、青字から赤字の方に移ると。
0:11:16	ということと理解しているんですけど、これを変更しなきゃいけない理由をちょっともう1回詳しく教えてもらっていいですか。はい。
0:11:24	こちらですね、我々、
0:11:28	組織経営境界を変更しなければ、原科研またはJ-PARCに順次、従事する者、また研究員等ですね、が入るような、デリートなるんですけども、
0:11:41	この部分に東海村らーと自治体等々の相談の中でですね、
0:11:48	ぜひここの部分まで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:52	アクセスできるように、地元の者もアクセスできるようにしてくれないかというような相談を受けてこのような形での変更が必要になっております。
0:12:02	多いのはですね。
0:12:03	ここにですね、砂の道があるんですけども、こちらは昔から村松国増損から海まで参拝客が、
0:12:16	通る道としてですね、原科研が設置した、以前よりありまして、J-PARCを設置した際も、この津波の店に飛ばしてくれということで、
0:12:28	残っていたわけですけども、今回道路を通すのに合わせてですね、
0:12:34	こちらまで一般のゴトウも、
0:12:38	アクセスできるような形にしてくれないかというような地元からの要望に受けまして、変更したいというものになっております。
0:12:52	ありがとうございます。
0:13:53	すいません規制庁中澤です。
0:13:55	ちょっと確認させていただきたいんですけど、その今の、主脚区域と敷地境界、青の実線と点線が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	並んでいる部分追加方一緒な部分があると思うんですけど、それって、ほぼ0とイイますか、詰め図面にわかりやすくするためにですね、若干ずれてはいるんですけども、
0:14:21	基本的には、この日本は、
0:14:25	同じ場所というふうに、同じ位置にあると見ていただければと思います。わかりました。ありがとうございます。
0:14:39	成長課から他に何かございますか。
0:14:43	もう1回聞いてみよう、須永水上君。
0:14:47	規制庁タツモトです。すいません先ほどの加藤の質問に続いてもう1回後で欲しいんですけど、今の資料の青から赤に変えますといったときに、
0:14:59	その砂の道、地元の人たちが使いやすいよ。
0:15:04	2なんですかね、その今の菅野道の部分と、青から赤に変わりますっていう部分がちょっとリンクしないんですけど、そこもう1回教えてもらっていいですか。
0:15:16	はい。堂本元ですね、この産廃の客がお客様がですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	この山を通過してそんな道、抜けて海に出るってところだったんですけども、
0:15:29	ここまでのアクセス数、利便性というんですかね。
0:15:35	地元の方の利便性を考慮して、ここまでは入れるようにしてもらいたかっていうのが、地元からの要望でありまして、
0:15:45	ここまでの、この点線の部分が、今度駐車場を確保しようとしております。ここに何台かとめてれるようにしてですね、宇井まで、
0:15:57	出られるようにして欲しいということです。はい。
0:16:01	規制庁タツモトです。あと他、新しく作る J-PARC のアクセス道路を使って、地元の方々が来るまで、点線の駐車場のところまできて、
0:16:11	そこに車を置いて砂の道の方に行けるってことですかね。
0:16:16	はい、そうなります。わかりました。ありがとうございます。
0:16:23	ふうん。
0:16:26	ちょっと強い方。
0:16:29	規制庁金子です。すいません。今のところもう 1 度だけなんですけど、
0:16:33	普通産廃の方って、好む普通村松大神宮の本宮の脇野山道を通してせなあとここに行きますよね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	今おっしゃってた車でアクセスするっていう方は、アクセス道路に車を止めて、村松の国道そんところに回り込んでくるってそういうイメージなんですか。
0:16:57	我々んの考えとしてはもう最初から海を目指すような人がメインでこちらを使うんじゃないかなとは思うんですけども。
0:17:06	人によってはこちらから参拝も可能だっていうのをご存知の方が入る可能性はあります。はい。
0:17:15	だから、この
0:17:18	村松大臣の裏から入るってイメージか。
0:17:22	そうなります。
0:17:25	方もそういうことなんだな。
0:17:28	はい、わかりましたありがとうございます。
0:17:33	この道は知らん。
0:17:50	規制庁ナカザワです。追加でちょっとご質問なんですけれども、いただいた資料の7ページ。
0:18:00	のところなんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	ページのところで、緑の点線で一旦周辺監視区域を拡張するというふう になっているんですけども、
0:18:16	これは、
0:18:19	何か敷地境界を変えずに、周辺監視区域だけを変える理由って何かある んでしょうか。
0:18:27	はい。こちらですね、一時的な構成のための部分となりますので、現在 原電さんとの工事によります、周辺監視区域変更と同様にですね、
0:18:39	一時的な措置として、この部分、保安規定で認可いただければと考え、 この後説明させていただきたいと思っておりましたけども、
0:18:48	保安規定での管理とさせていただければと考えております。
0:18:58	比木じゃねどこに勝手に規制庁タツモトです。今、新しく増えるこの緑 点線の部分ってのは今どこの敷地になるんですか。
0:19:11	この敷地はですね敷地境界として我々許可ではこう聞かせてもらってる んですけども、実際にはこの部分を、全体玄笥の方の敷地に入ります。
0:19:23	真砂凌斗ほか、
0:19:26	そうですね真砂寮なんかもそうなんですけども、原科研の持ってる敷地 内となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:32	<p>炉規法上はこの青い線での敷地境界にしているけれども敷地自体は J A が持っているみたいなイメージですか。</p>
0:19:44	<p>はい。財産上での敷地として持っているってことになります。</p>
0:19:52	<p>わかりました。</p>
0:20:14	<p>うん。はい。</p>
0:20:16	<p>規制庁金子です。</p>
0:20:20	<p>今緑の点線の拡幅するところなんですけども、</p>
0:20:27	<p>何かその公的にここが家 J A の敷地なんですっていう示す書類っていう のはあるんでしょうか今見せてくれとは言いませんけども、</p>
0:20:39	<p>そうですね</p>
0:20:41	<p>何かはい。はい。今度、準備させていただいて送らせていただければ と思います。はい。必要に応じてご提出をいただけるってことですね。</p>
0:20:50	<p>はい。</p>
0:20:51	<p>訂正いたします。はい、わかりました。要は、我々してるのは許認可所 しかないので、</p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:58	<p>ここが、いや実は内野なんですって言われても本当なのっていう感じで、必要に応じて、証拠を見せさせていただくかもしれないということで今お伺いしました。</p>
0:21:08	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
0:21:13	<p>説明続くと。はい。</p>
0:21:18	<p>規制庁管からほか何かございますか。特になければ、</p>
0:21:23	<p>続けていただこうと思ってます。よろしいですか。</p>
0:21:30	<p>それではですね、2ページに戻りまして、これらに伴います、許認可対応について我々の考えを紹介させていただきたいと思えます。</p>
0:21:44	<p>はいでは、はい、どうぞよろしく申し上げます。</p>
0:21:49	<p>まずですね3ポツのところなんですけども、両括弧1で原子炉の許可変更の申請の考え方としましてはですね、</p>
0:22:00	<p>道路設置工事開始前にですね、計画しているアクセス道路の設置に伴います、周辺監視区域及び敷地境界の変更をかけたと思います。</p>
0:22:12	<p>あとはですね、モニタリングポストを移設しますのでそちらの変更をかけるということになってます。ただ我々考えておりますのは、敷地が接して、どう、敷地及び周辺監視区域のところですね、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:27	変更をかけますと、実効線量とかね、評価の方に変更がかかりますので、その部分をメインに行うということで、モニタリングポストは、あくまでも、
0:22:39	この後資料で説明するんですけども、
0:22:43	図面上での変更しか物ありませんので、
0:22:48	この移設に仮移設を行ってる間に許可変更を、
0:22:55	お願い審査をお願いしたいというような考えで今やっております。宇都道路で、主な変更点としまして参考資料1を準備しましたので、
0:23:05	そちらで紹介したいと思います。
0:23:21	こちら、11ページになります。
0:23:26	県変更の方ですね今現在、
0:23:31	該当する部分として考えているのが、この表に示してありますけども、まず本文の部分になります。
0:23:39	部分におきましては、敷地面積、どうしても減少しますので、その部分が変更になるというのと、
0:23:46	あとは、敷地境界として返還し区域の変更という伴う詰め、
0:23:53	世古さんへとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:56	次のページになりますが、12 ページのところ、本文の、
0:24:01	敷地面積ですね、こちらの部分。
0:24:04	200、100200 と今現在 200 万平方メートルとなってんですけども、
0:24:09	計算してもらっているところでは今 2.5 とか 2.6 ぐらいの 2.6 万平方メ ーター。
0:24:17	将来の減少がありますので、この部分に変更になるということと、
0:24:25	こちらは、
0:24:27	図面上での変更をかけたいということになります。
0:24:36	こちら敷地境界の図面を変更したいということになります。
0:24:41	そして次が、添付書類 6 の
0:24:45	これも同じくですね、図面の変更がございます。
0:24:51	次のページが添付の黄色力になるんですけども、この部分ですね、同じ ような図面がありますので、そちらの変更をかけます。
0:25:11	て添付書類の 8 になります。
0:25:15	こちらモニタリングポストを先ほど言いました 16 番のところここに ありますけどもここに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:21	移動するというものと道路を設置してというような図面の変更をかけることになります。
0:25:30	次は、添付の 9、書類の 9 になりますけども、
0:25:34	同じく、
0:25:37	図面上での変更が入ることになります。
0:25:42	添付の 9 の次のところがですね、実効線量の評価が変わってくるということで、
0:25:50	この部分の線量等が記載した部分。
0:25:54	指導計算をして評価してですね、この部分を変えていく必要があると我々は考えております。また、この部分に確認。
0:26:05	使用施設、金委員の線量も記載ありますので、
0:26:09	この部分も変更をかけていくというふうに考えております。
0:26:18	それらのもともとのパラメーターがこんなに遅延監視区域までの距離みたいなのがありますので、この辺の数値の変更。
0:26:30	それに伴って評価結果が、
0:26:34	この後図面出てくるんですけども、おおよそ J - R 政治 A L P H A N S R R の方位、その辺が当たるので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:43	その部分の変更です。
0:26:46	先ほどのすみません。
0:26:48	このA B C Dのポイントがですね、ちょうど
0:26:53	今回変更をかけようとしているところに当たると、の部分がちょっと詳細に見ていく必要があって、もしかしたらここは必要ないのかもしれないんですけども、
0:27:03	このA B C Dといったところ、評価点がかかっておりますので評価し直して評価したいと、いうことになります。
0:27:18	研修の変更許可に関しては、以上の内容のところになります。
0:27:28	よろしければ、2ページに戻りまして、核燃使用の方の、
0:27:33	変更について紹介していきたいと思います。
0:27:36	こちらと同じくですね、道路設置に伴いまして、監視区域、使用の方は、敷地境界がありませんけども、主区域ありますのでこちらの
0:27:48	変更をかけるのに合わせてですね、消化孔変わりますので、
0:27:54	その部分を変えていきたいと考えております。そうですね。あわせてモニタリングポストも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:00	資料のほうには記載がありませんので、敷地とモニタリングファーストに関する変更はありません。
0:28:06	この主な変更点参考資料2の方で紹介いたします。
0:28:28	22ページになります。
0:28:36	本部のところではですね周辺パシュキー能図がございますので、そちらの変更を反映するということになります。こちら室と同じですね、この部分に変更になります。
0:28:53	来て
0:28:55	のを、
0:28:57	中高線量の数値評価なんですけども、評価点が、先ほどのこの図面の、このあたりでとってる施設が、
0:29:07	多々ありますので、そちらの施設の、
0:29:11	ここをかけるということになります。ですので、全部の施設が該当するとは限らないんですけども、どちらかという、こちらの、
0:29:21	海側のを確認しよう施設は部品でとってるところが多いということでその辺は再評価をしていくということで考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	こちらと同じくですね、2 ページ目、先ほどと同じ建物が多いので二つに分かれておりますけど、この辺を
0:29:44	関係するところは、再評価したいということで考えております。
0:29:56	両括弧 3 にいきますと設工認記載ということでこちら原子炉になりますけれども、道路フェンスに関しましては対象とならないと考えております。
0:30:07	モニタリンファーストなんですけども、設計仕様と記載があるんですけども、こちらは仕様変更しませんので、設工認を要しないと、我々、今のところ考えております。
0:30:21	ただしですね、
0:30:26	設工認の中でモデルたリングポストの、
0:30:31	配置の図面がありますので、もし変更分もあれば、その時に、
0:30:38	その場合はしたいと考えております。今回はどう考えております。
0:30:45	両括弧 4 は本日変更認可ということで、1 回目、2 回目ということで考えております。
0:30:55	2 回目というのは、先ほどの拡張部分ですね、道路工事を行う上で、9 ページで紹介させていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:06	一部拡張する部分の
0:31:10	際の、保安規定の変更認可、炉の使用もですね、どちらも変更をかけて、周辺監視給付区域を広げたい、一部広げたいということになります。
0:31:22	両括弧 5 の 2 回目の本社の変更につきましては、初めにいただいた、両括弧 1 と両括弧 2 でいただいた、許可の変更を反映した最終的な
0:31:34	変更ということで、討論ができ上がるときに、
0:31:40	あとフォルジュですね。すいません、周辺監視道路ができ上がって、周辺監視機を区域及び敷地境界を内側に入れる時に変更をかけたいというものになっております。
0:31:51	その辺を、こちらの表で紹介していきたいと思います。
0:32:13	まず、モニタリングソフトのえさなんですけどもまず道路をつくる上でどうしても高いところに設置してありますので、後程金戸長内と、
0:32:23	斜面を削ったりすることができないということですね、移設工事をそうですね、まず令和 6 年、
0:32:33	こっから行うということで、我々考えております。
0:32:39	本来であれば来年というところで考えていたんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:32:42	先ほど言いました、国道への接続部分を会場がですね、令和7年の3月、令和8、令和7年度の3月、08年の
0:32:54	3月までは、いじってはいけないということで、4月以降に接続部の工事ができるということでこのような形で、法人が若干後ろにずれております。
0:33:05	ですので、元へ移設の工事があれば6年の代案種第3四半期ぐらいから行いたいと考えております。
0:33:14	設置してですね、我々自分、事業者検査を行うのを4月ということでですね、では7年度の4月ぐらいに予定してるんですけども、
0:33:27	それが終わりましたら、既設の撤去ということで、ここでの機会を考えております。
0:33:34	で、先ほども言いましたようにこちらに関しましては、
0:33:39	設工認を要さないで進むと考えております。
0:33:43	またですね、許可に関しましては、
0:33:48	規制庁さんの、ホームページ等ですね、発電炉関連の
0:33:55	モニタリングポストの移動に関する行政相談等の資料を見させていただいたところですね、挙カーを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:04	利用として、
0:34:06	対応しているということを確認しましたので、今回、許可モニタリングポストに関しましては許可不要ということで対応させていただければと考えております。
0:34:22	ここでアクセス道路法とフェンスの設置工事っていうのを入るんですけども、
0:34:29	この工事が終わってですね、
0:34:33	その克服するエリアのセンサーを設置しましたら、工事を行いたいと考えております。
0:34:42	各府エリアを反映したものはということなんですけども、それまでに、こちら許認可手続きとしまして、令和6年の第2四半期から、今のところ我々、
0:34:56	許可の方、企画審査期間6ヶ月とさせていただいて、この時期から始めたいと考えているんですけども、6ヶ月後はそれを受け、許可を受けましたら、
0:35:07	青砥塩野保安規定ですね。いえ、まず3ヶ月ほどいただいて、認可を受けて、また、し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:16	検査班の情報とは違うんですけども、防災業務計画の変更ですね、すみませんこれから1月毎になって、ここは四半期ごとですけどこちら市は浅見域と月毎になってますので、
0:35:28	約3ヶ月でこちらの変更をかけている、いただいてですね、それから課長エリアを反映した状態で利用させていただければと考えております。
0:35:44	5までがず一道路の工事が始まる頭のところになりまして、
0:35:50	このセンス道路を工事、またフェンスの、
0:35:57	新設工事ですね、内側につく応じを行う。
0:36:03	このでき上がったタイミングですね。
0:36:14	我々の方で
0:36:20	とす。
0:36:22	駒井の部分のですね、工事を行うんですけども、
0:36:26	その前に
0:36:29	内側に移動させる必要があるということで、
0:36:33	保安規定と変更分か。
0:36:36	また防災業務計画の変更を7年度の後半に行わせていただきたいと考えており、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:49	を受けまして認可を受けましたらそのあと、
0:36:53	新しい道路の内側にありますフェンスのところで、周辺監視区域と敷地境界を運用させていただいて、この道路外側の接続部分工事が終わり次第ですね。
0:37:08	運行を行うようなスケジュールで考えております。今のところ、運行開始が9月、
0:37:15	では8年度の9月、
0:37:18	を予定しているという流れになっております。
0:37:24	知らない説明で申し訳ありませんでしたが、そのようなスケジュールで考えております。
0:37:37	とりあえず、説明は以上になります。
0:37:40	はい。ご説明ありがとうございます。
0:37:42	それでは規制庁側から、何か確認件ございますでしょうか。
0:37:52	すいませんナカザワですけれども、まずちょっと確認なんですけれども、
0:38:01	の前の2、2ページの(1)の原子炉設置変更許可申請書で、敷地と九州周辺監視区域境界を変えると思うんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:13	それは最終的な変更、例えば、図でいうと、9 ページから 10 ページの赤線のような状態。
0:38:24	出てくる。
0:38:25	ぜひ変更先どうぞよろしいですか。
0:38:28	はい。そういう機能なことで考えております。はい。はい。ありがとうございます。ございます。
0:38:44	加藤です。すみません。ちょっとお伺いしたいんですけど、説明の中で、ただ実用炉さんの行政相談を受けても日本の許可が何か不要とかかっていう、
0:38:58	いたと思うんですけど、あと 3 ページ目のその線表の中で、一番下の許認可手続きのところ、
0:39:10	その手続きの一番上のところにはも 2 歩 16 の移設も含むっていうふうに書かれていて、ちょっと何か説明とか維持があるんじゃないかと思っ
0:39:23	たんでちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:39:28	ここはもに含んでいるってことなんですかそれとも含んでいないってことなんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:35	内容としてですね、説明すみません、含んでおります。
0:39:41	というのは、MP-16なんですけども、図面の変更だけということなのでこのような形でちょっと特出しさせていただいたんですけども、
0:39:54	実際に許可の中の図面の変更はかけさせていただくんですが、あくまでも図面を変更するということになりますので、
0:40:05	許可を受けた後に移設するっっちゃうわけではなくてですね、移設しながらあくまでも許可に反映させていただくという意味合いになります。
0:40:23	規制庁の加藤です。今の意図っていうのは、設工認が不要と考えているので、工事は先行してやります。つまりは、
0:40:37	3ページ目の一番上のモニタリングポストの工事を令和6年度第3四半期から始めますっていうことを意図しているっていうことですか。
0:40:48	はい。そのようなことになります。はい。
0:40:52	内容わかりました。はい。お願いします。
0:41:05	規制庁のタツモトです。今回のこの行政相談の本来目的を改めて確認したいんですけど、今回のこの行政相談は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:16	J-PARCのアクセス道路を設置することに伴ってモニタリングポストを移設します。また敷地境界等を変えますって言ったときに、
0:41:26	何の確認をされたいんですか。
0:41:30	そうですね。今回のその許認可の変更の内容またはタイミングといったところは、我々の考えてるところで問題ないかっていう、
0:41:40	ところを確認いただければと考えております。
0:41:45	規制庁タツモトです。許認可というのは、許可設工認保安規定すべての手続きのことを言ってますか。
0:41:54	はい、そうなります。
0:41:55	今回記載した内容で我々の考えてるところになるんですけども、
0:42:01	その点で、ちょっとおかしいところがあればというところを指摘していただければと考えております。
0:42:09	規制庁タツモトです。
0:42:13	本来、本来の手続きですね、許可を取って何かやります、本気で取って何かやりますっていうものについては申請を受けてから確認をしたいと思ってるんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:25	今野様、今野っていうのはモニタリングポストの隣接ですか、のよう に、設工認不要でやろうと思ってますっていうものについては、今まで も設工認不要の行政相談ってのはJ Aさんいろいろされてると思うんで すけど、
0:42:41	同じように、その設計仕様が今までどう、どう書いてあって、今回それ から変更がないとか詳細な説明があったかと思うんです。そこら辺の説 明は、今日ないと思ってるんですけど、その点はどのように考えてらっ しゃるんですか。
0:42:57	その点7月の時にですね一応資料の方説明させていただいたと考えてる んですけども、
0:43:06	もし足りない部分ありましたら、もう一度説明、今後説明させていただ ければと思います。
0:44:03	規制庁タツモトです。前回7月の資料見てるんですけど、具体的にどの 辺になりますか。
0:44:18	はい。7月の資料の1ページの、
0:44:22	3ポツ、モニタリングポスト移設っていうところが下にありますんで、 そこからですね、53ページの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:33	⑤まで、内容的に原災法当番なりますんでそこは不要と思うんですが、 ④までですね、保安規定の認可申請というところまで、
0:44:43	その内容になります。
0:44:52	規制庁タツモトです。
0:44:55	今、資料を確認してますけど、その上でも、これまでの設計仕様がどう であって、あったら、そこから変更がないっていうような説明は、いつ もエビデンス付けて書く、説明してもらってるんですけど。
0:45:10	そういう説明はないと思ってるんですが、
0:45:13	認識は合ってますか。
0:45:16	すいません。ええ。
0:45:19	この部分足りないようですのではいすいません、もう一度その点は説明 させていただきます。
0:45:28	と規制庁タツモトです。衛藤 J A さんからはいろいろな施設からいろい ろな行政相談を受けてます。その上で、こちらからはどういう資料が必 要で、
0:45:40	どういう根拠に基づいて説明をしてくださいっていうのは、また、
0:45:47	言ってるつもりです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:48	こちらからの回答でも、こういうエビデンスに基づいて設工認不要ですってというような回答をしているので、JA全体として、そこら辺は統一して、資料作成なり説明なりをするようにしてください。
0:46:07	今各部入ってるんですけど、今日。
0:46:11	はい、東京事務所案加来も参加しております。そのように対応できるようにしていきたいと思います。
0:46:21	規制庁タツモトですはい。その上で、
0:46:28	何て言うんすかね。こういうことをするにあたって、設工認は不要、こういう考え方に基づいて設工認不要っていう説明と、
0:46:38	あとは、通常通りの手続きで許可なり保安規定なりやりますみたいな、
0:46:44	そういうことがわかればいいのかなと思ってますが、
0:46:53	加藤さんそれがわかれば大丈夫ですかね。
0:46:58	はい、加藤です。おっしゃる通りで今までの行政相談です等試験の規則のこういう考え方に基づいてこの部分が該当をするので
0:47:11	変更は不要と、それとそれに加えて今の現状能も2本の紙を、それと新しいものにこの使用がこういうふうな比較表をもって、変わらないので、設工認不要っていう説明があったと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:26	それをつけていただければ、主にこの方に関しては、特に問題ないんじゃないかなというのが私の考えでございます。
0:47:38	ありがとうございます。
0:47:42	じゃあ、許可工認保安規定関係以上であれば使用はしてください。わかります。川中です。
0:47:50	規制庁金子です 1 点だけ。
0:47:53	多分これ申請があった後に確認すればいいかと思えますんで方針だけ確認したいんですが、
0:47:59	友利端部モニタリングポスト 16 食うの欠測の期間は、
0:48:06	その間、可搬型の機器ですとかそういったもので対応するっていうような方針でしょうか。
0:48:13	結束はございません。既設のものを動かして、新設をテストしてですね、ちゃんと動くの確認して切り替えるような形にしたいと考えておりますので、
0:48:25	欠測期間はございません。
0:48:28	という等々の何でしょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:31	今あるものを移動するんじゃなくて、新しいものを別に立てて、瞬間切り替えるそういうことですか。
0:48:40	そうですね、既設のものを貸しながら新設も運用を開始してですね、その運用というのは鉄道機関になるんですけども、
0:48:50	2台、2台というか、既設と新設と動かした状態で、テストを行いながら問題ないのを確認して検査を行った上で
0:49:02	切り替えるというような扱いになりますんで、切り換えて移動、また新設の方はしっかりと運転している状況を確認してですね、
0:49:11	季節を止める、
0:49:14	ということを考えております。
0:49:18	そういうと、移動はその季節自体は、その移動をさせさせない、移動させる移動する。
0:49:30	ものが、移動はしません。新しくそろえます。うん。ということだよ ね。
0:49:37	だから古井を動かして新しいのを動かして、新しい能楽。
0:49:44	軌道に乗ったらっていうあれですけども、しかるべきタイミングで古い方のスイッチを切るってそういうことなんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:51	はい、そうなります。確認できてから、改めて道路工事を始めたいと考えております。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:50:02	新しいのをつけて、
0:50:27	使用担当の皆さん何か確認したい点ございますか。
0:50:35	足規制庁権田です確認ではないんですけどちょっと、
0:50:40	これからご検討いただきたいというのがありまして申請の時期の話なんですけど、
0:50:46	使用の場合ちょっといろいろこう順番がね元気原科研さんの中でも
0:50:51	順番を、申請の順番を決めて
0:50:55	許可がおりたら、次の日、許可が出た次の日ってそういうやり方されると思うんですけどもこれ、
0:51:04	許可をもらう希望の時期が決まっているとすればですねこれまでいろいろ
0:51:12	申請されてる時にその結果県さんが希望する時期にね、申請できないっていう時期が、その審査の進捗の状況によって、
0:51:22	申請の時期をちょっと方想定とずれてしまうってことがあると考えられるんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	ちょっとこれ先の話になりますけど今後申請するにあたってはその申請の優先申請内容のメーカー検査の中で申請内容の優先順位をつけるとか、
0:51:39	或いはこの便に乗っけるとか、この便から落とそうとかそういったことはちょっと検討して、
0:51:48	これあのね試験炉と同じになるんで
0:51:52	原価計算が希望する許可の取得時期に、許可の時期に取得できるような申請日時っていうのをちょっと設定を
0:52:02	していただければなと思ってます。以上です。
0:52:05	はい、ありがとうございます。特に使用の方は許可変更が多いですの で、その点調整してですね、申請するように心がけたいと思います。ありがとうございます。
0:52:19	すみません、規制庁の水野です。
0:52:24	質問事項があるんですけどもよろしいでしょうか。
0:52:27	はい。お願いします。
0:52:30	と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	次の5-1-1で、21ページで、下からEまでの評価点はあると思うんですけど、
0:52:42	と8から10ページあたり。
0:52:45	赤線のところに、
0:52:48	周辺監視区域と変更されると思うんですけど、
0:52:52	県から言わなかった評価、評価の再評価は必要ないかもという話だったと思うんですが、どの辺りになる。
0:53:00	予定でしょうかというのと、あとその再評価されてから、どのくらいになるという、何か予想等立っているのでしょうか。
0:53:10	大倉医長。
0:53:14	終わらない。
0:53:17	すいません大きくスーチーは変わらないんじゃないかと考えております。ただ、まだ実際評価したわけではございませんので、あくまでも、こちらの検討状況、
0:53:32	ということになります。
0:53:35	ありがとうございます。場所自体は、AからEまで、
0:53:40	あったかと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:43	その
0:53:44	今日 A から E の評価する点自体は前回はその青線に沿ったような形だったと思うんですけど、
0:53:52	それ自体は赤線に沿った形で、
0:53:56	何か等間隔というか、同じような感覚で、再評価されるということでしょうか。
0:54:04	そうですね。カラギーナンですけども、J R C じゃアラフォー N S R R の南誠吾保護とか南南西保護とかいうところで、このような印がついてますんで、
0:54:17	改めて野瀬井周辺監視区域の変更をかけた後に、施設から方が多いですね引き直しをしまして、そのポイントをとりまして、その部分での評価をするということになります。
0:54:34	規制庁の水間です。ありがとうございます。
0:54:43	規制庁の加藤ですよろしいでしょうか。
0:54:47	はい。お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:49	それと 5P3 ページ目もう許認可手続きのところまでして、今現状考えているのが変更許可の申請っていうのは令和 6 年の第 2 四半期を予定しているっていうことだと理解をしていますと。
0:55:07	そうですねそうここにしなきゃいけない理由とカーありますか。簡単に言いますと、許可変更になると、委員会にかけてですね。
0:55:17	さらにそのあと意見聴取とかもあって、6 ヶ月ってそんなに難しい審査だとは思っていないものの、6 ヶ月本当に必ずいけるのかっていうところになると…という形になってしまうと思います。
0:55:32	第 2 四半期に出さなきゃいけない理由がないのであれば、もうちょっとですね申請時期を早めることを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。はい。
0:55:45	あくまで今までの審査機関みたいなところでこちら引かせていただいただけですね。我々把握することは全然構いませんので、第 1 四半期とかですね、早い時期に申請するように、
0:55:59	今後調整させていただければと思います。
0:56:04	ありがとうございます。
0:57:25	規制庁ナカザワです。他に特になければ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:30	今後のについてお話できればと思います。
0:57:35	今回、ご説明いただきまして、
0:57:42	はい。
0:57:56	今回ご説明いただきまして、何とか施行に来て、申請の流れになりますよというご説明だったんですけども、施工についてはちょっと情報が足りなくて施工人が必要かどうかという判断が、これではできませんので、
0:58:12	また改めて相談いただくという形にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
0:58:19	はい、その点は資料をもう一度ですね作りまして説明させていただきたいと思います。
0:58:25	ご相談させていただきたいと思っております。はい、承知しました。よろしくお願いいたします。
0:58:33	それでは本日の行政初動相談終了したいと思います。
0:58:39	ありがとうございました。はい、ありがとうございました。
0:58:42	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。